

# 第2次 八頭町農業ビジョン



鳥取県八頭町  
令和3年3月

## 目次

<b>第1章 八頭町の農業の現状</b>	<b>頁</b>
1. 地理的条件	1
2. 気象条件	1
3. 農業の概要	2
(1) 農家戸数(専業・兼業別)及び経営耕地面積の推移	2
(2) 農業就業人口の推移	2
(3) 経営耕地面積規模別農家数の推移	3
(4) 農地流動化状況の推移	3
(5) 水稲品種別作付面積の推移	3
(6) 梨の品種別出荷量の推移	4
(7) 柿の品種別出荷量の推移	4
(8) 農産物販売金額規模別経営体数の推移	5
(9) 農業・農地に関する意向調査結果	5
<b>第2章 八頭町農業ビジョン(第2次)</b>	
1. 八頭町農業ビジョン(第1次)の総括	6
2. 八頭町農業ビジョン(第2次)の計画策定の趣旨	6
3. 計画への取組体制	6
4. 計画の対象期間	6
5. 農業振興施策	7
(1) 意欲のある新規就農者や認定農業者を支援し、持続可能な力強い農業を目指す	7
(2) 担い手の育成・確保を支援する	7
(3) 水田営農の組織化を図り、継続的な発展を目指す	7
(4) 果樹園整備を支援し、生産拡大を図る	8
(5) 園芸品目の振興を図る	8
(6) 農業の生産額拡大や地域活性化を図る	8
(7) 6次産業化への取組を支援する	8
(8) 環境にやさしい農業を支援する	8
(9) 農地維持管理活動等を推進し、耕作放棄地の解消を支援する	8
(10) 農地の基盤整備を支援する	8
(11) 野生鳥獣から農地を守る取組を支援する	8
(12) 新技術の活用・導入によるスマート農業を支援する	8
(13) 定年帰農者の地域農業への参加を支援する	8
(14) 農地利用の適正化を推進する	8
<別表1>国・県の主要な補助事業一覧	9
6. 重点取組	11
(1) 水田営農振興	11
ア. 米のブランド化と基盤整備等の取組	11
イ. 野菜の生産性向上に向けての取組	11
(2) 果樹振興	11
ア. 技術の伝承に向けての取組	11
イ. 圃場の伝承に向けての取組	12
(3) 共通	12
ア. 農地利用の効率化への取組	12
<別表2>主な事業プラン	12
(4) 農業振興対策のフロー図	13
(5) 対策の実施体制	13

# 第1章 八頭町の農業の現状

## 1. 地理的条件

八頭町は、鳥取県の東南部に位置し、東は若桜町、北及び西は鳥取市、南は智頭町に接しており、町面積は、鳥取県内19自治体の中で6番目に大きく206.71km<sup>2</sup>、周囲には扇ノ山など1,000mを超える山々に囲まれており、これらを源流とする大小多数の河川が合流して八東川となり、千代川を経て日本海に注いでいます。これらの河川の流域に集落が形成され、地形を活かして古くから農林業が盛んに行われています。

## 2. 気象条件

過去5年間の年間平均気温が15.7℃、年間日照時間は1,758時間、年間降水量は1,903mmであり、中国山地の影響により台風などによる被害は比較的少ない。季節によって寒暖の差が大きく、冬期には、数十センチの積雪となる地域もあります。

平均気温(4月～11月) (単位:℃)

年/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	年平均
H28	14.8	19.2	22.8	26.8	27.2	23.4	18.3	11.9	16.0
H29	14.5	19.2	21.1	27.8	27.3	22.0	17.4	11.2	15.2
H30	14.8	18.9	22.2	28.3	28.6	22.4	17.3	12.3	15.7
R1	12.4	19.1	21.9	25.8	28.2	24.6	18.5	12.2	16.0
R2	11.6	18.7	23.3	24.6	29.3	23.9	16.8	13.0	15.9

※数値は鳥取市

(鳥取地方気象台)

日照時間(4月～11月) (単位:h)

年/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	年合計
H28	160.4	227.6	159.5	182.3	255.9	88.4	116.4	105.9	1713.4
H29	209.2	222.9	223.2	190.0	195.3	164.8	108.9	132.0	1828.5
H30	189.6	180.4	164.0	255.6	241.7	83.8	145.0	128.2	1825.7
R1	181.0	279.5	162.2	146.1	202.1	155.2	115.7	126.0	1723.4
R2	190.9	208.8	194.0	63.6	264.0	131.5	143.9	125.3	1726.8

※数値は鳥取市

(鳥取地方気象台)

降水量(4月～11月) (単位:mm)

年/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	年合計
H28	112.5	94.0	160.0	73.0	149.0	326.0	94.5	120.0	1,795.0
H29	71.0	46.5	76.5	205.0	208.0	314.0	353.5	121.5	2,248.0
H30	97.0	167.0	117.5	314.5	32.0	617.0	90.0	102.5	2,183.5
R1	119.5	51.0	167.5	154.5	133.0	79.0	215.0	87.5	1,536.5
R2	219.5	74.5	288.0	272.5	8.5	261.5	111.0	114.5	2,096.0

※数値は鳥取市

(鳥取地方気象台)

### 3. 農業の概要

八頭町は、全域が中山間地域に属し、多くの集落が存在しており、古くから農林業を主たる産業として、稲作を中心に梨、柿などの果樹栽培も行われるなど、集落ごとのまとまりをもって地域が維持されてきました。

#### (1) 農家戸数（専業・兼業別）及び経営耕地面積の推移

農家戸数は、平成27年で1,116戸であり、経営耕地面積と共に減少傾向が続いています。このうち専業農家は、279戸で25%、兼業農家は、837戸で75%であり、専業農家については、微増していますが、兼業農家は、減少しています。

農家戸数の減少の要因として、農業従事者の高齢化、担い手不足などがあげられます。

#### 農家戸数(専業・兼業別)及び経営耕地面積の推移

区分	総世帯数	販売農家数	経営耕地面積	専業農家数	兼業農家数		
					総数	第1種	第2種
H12	5,351戸	1,938戸	1,631ha	213戸	1,725戸	212戸	1,513戸
H17	5,469戸	1,673戸	1,457ha	244戸	1,429戸	171戸	1,238戸
H22	5,454戸	1,486戸	1,419ha	267戸	1,219戸	151戸	1,068戸
H27	5,356戸	1,116戸	1,420ha	279戸	837戸	82戸	755戸

(農林業センサス)

#### (2) 農業就業人口の推移

農業就業人口は、平成27年で1,644人であり、減少傾向にあります。平成22年と比較すると578人、26.0%減少しています。

男女比率は、平成27年で男49.7%、女50.3%であり、ほぼ同比率になっています。年齢別の構成では、70歳以上の占める割合が最も高く、60歳以上の農家で全体の9割を占めています。平成27年では、男女合わせて33.9%となっています。また、どの年齢でも減少傾向にありますが、平成22年と比較すると平成27年は、15～19歳の割合が最も減少(90.0%)となっています。

後継者の確保や新規就農者の育成などが重要な課題となっています。

#### 年齢別農業就業人口の推移(自営農業に主として従事した世帯員数)

(単位:人)

区分	総計	男	女	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70歳以上
H12	3,092	1,220 (39.5%)	1,872 (60.5%)	166 (5.4%)	59 (1.9%)	75 (2.4%)	133 (4.3%)	302 (9.8%)	970 (31.4%)	1,387 (44.9%)
H17	2,772	1,201 (43.3%)	1,571 (56.7%)	132 (4.8%)	79 (2.8%)	41 (1.5%)	90 (3.2%)	306 (11.0%)	731 (26.4%)	1,393 (50.3%)
H22	2,222	1,049 (47.2%)	1,173 (52.8%)	30 (1.4%)	24 (1.1%)	23 (1.0%)	40 (1.8%)	217 (9.8%)	601 (27.0%)	1,287 (57.9%)
H27	1,644	817 (49.7%)	827 (50.3%)	3 (0.2%)	8 (0.5%)	27 (1.6%)	28 (1.7%)	94 (5.7%)	557 (33.9%)	927 (56.4%)

(農林業センサス)

※割合は小数点2位を四捨五入しており、合計数値が100%にならないこともあります。

### (3) 経営耕地面積規模別農家数の推移

経営規模別に農家数の推移をみると、0.3～3.0ha未満の規模の農家数は減少傾向にあり、経営規模で最も多いのは、0.5～1.0haとなっています。また、平成27年における1.0ha以上の規模の農家数は239戸で20.8%となっています。

経営耕地面積規模別農家数の推移

(単位:戸)

区分	経営耕地面積規模									
	合計	0.3ha 未満	0.3～ 0.5	0.5～ 1.0	1.0～ 1.5	1.5～ 3.0	3.0～ 10.0	10.0～ 20.0	20.0～ 50.0	50.0～ 100.0
H17	1,681	26 (1.5%)	457 (27.3%)	843 (50.4%)	256 (15.3%)	81 (4.8%)	17 (1.0%)	1 (15.0ha以上) (0.1%)		
H22	1,533	60 (3.9%)	397 (25.9%)	766 (50.0%)	212 (13.8%)	73 (4.8%)	19 (1.2%)	1 (0.1%)	3 (0.2%)	2 (0.1%)
H27	1,157	43 (3.7%)	333 (28.8%)	542 (46.8%)	148 (12.8%)	70 (6.1%)	15 (1.3%)	1 (0.1%)	2 (0.2%)	3 (0.3%)

(農林業センサス)

※割合は小数点2位を四捨五入しており、合計数値が100%にならないこともあります。

### (4) 農地流動化状況の推移

基盤法による賃借権設定は、農地中間管理事業による長期間の担い手への農地集積が進んでいることから、件数・面積が減少しています。条件不利地など生産性の低い農地については、農家の高齢化や後継者不足などで、遊休農地の発生が危惧されます。

農地流動化状況の推移

(単位:ha)

区分	売買		贈与		賃借権設定		使用賃借権設定		合計	
	農地法第3条				農業経営基盤強化促進法第18条				合計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
H27	19	2.8	7	3.0	472	149.0	124	36.1	622	190.9
H28	14	1.4	1	0.0	392	134.8	87	25.1	494	161.3
H29	14	2.1	7	1.3	404	129.2	66	15.9	491	148.5
H30	14	2.5	9	2.0	379	132.2	116	28.7	518	165.4
R1	13	1.3	6	1.7	294	109.0	104	30.9	417	142.9

(八頭町農業委員会)

### (5) 水稻品種別作付面積の推移

主食用米を品種別にみると早生品種の「ひとめぼれ」や「コシヒカリ」、県の奨励品種に指定されている中生品種の「きぬむすめ」の作付けが多く、平成30年度に推奨品種に採用された鳥取県オリジナル新品種の「星空舞」の作付けが増加しています。また、飼料用米等の非主食用米による作付け調整が行われています。

水稻品種別作付面積の推移

(単位:面積a)

品種	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
ひとめぼれ	638	25,126	619	25,114	596	24,907	567	23,282
コシヒカリ	420	32,256	406	29,940	389	30,663	366	31,127
きぬむすめ	352	16,128	358	18,767	355	19,795	332	19,670
星空舞	0	0	0	0	9	509	68	4,071
酒米	21	6,281	17	5,330	20	5,143	16	4,336
主食用米合計	1,587	84,066	1,553	83,181	1,516	85,391	1,502	86,447
WCS用稲	-	4,463	-	4,249	-	4,359	-	3,231
飼料用米	-	5,761	-	5,450	-	5,978	-	6,238
非主食用米合計	-	13,614	-	13,752	-	11,368	-	10,417
総合計	-	97,680	-	96,933	-	96,759	-	96,864

(八頭町産業観光課)

## (6) 梨の品種別栽培面積の推移

鳥取県オリジナルブランド梨の「新甘泉」の栽培が広がっており、これまで主流だった「二十世紀」の戸数と面積を抜いて最も多く栽培されています。今後も、「二十世紀」とともに鳥取ブランドとして期待されています。しかし、梨全体の生産者数は、高齢化による担い手不足などの理由から減少傾向にあり、合わせて栽培面積も減少傾向にあります。

梨の品種別栽培面積の推移

(単位:面積a)

品種	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
二十世紀	83	1,204	72	1,093	69	981	61	940
新興	49	389	44	352	39	322	43	224
豊水	39	308	35	280	29	239	28	206
新甘泉	64	768	62	818	64	890	72	988
玉秋	38	242	36	246	34	289	39	306
秋甘泉	40	202	35	207	36	188	40	203
その他	-	997	-	985	-	1,007	-	873
合計	-	4,109	-	3,981	-	3,916	-	3,740
経営体数	-	130	-	124	-	120	-	113

(鳥取いなば農業協同組合)

※経営体数は、梨の実生産者数

## (7) 柿の品種別栽培面積の推移

「西条」が最も多く栽培され、「花御所」がそれに続いています。早生柿の中でもトップクラスの品質を誇る「輝太郎」の栽培が進められています。

しかし、生産者数は高齢化による担い手不足などの理由から、特に「西条」を中心に減少傾向にあり、合わせて栽培面積も減少傾向にあります。

柿の品種別栽培面積の推移

(単位:面積a)

品種	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
西条	191	4,226	184	3,948	169	3,519	162	3,365
花御所	100	1,370	100	1,370	93	1,318	93	1,282
富有	29	204	28	189	26	154	25	147
輝太郎	63	426	65	464	73	511	78	538
合計	-	6,226	-	5,970	-	5,502	-	5,332
経営体数	-	207	-	201	-	184	-	177

(鳥取いなば農業協同組合)

※経営体数は、柿の実生産者数

## (8) 農産物販売金額規模別経営体数の推移

経営体数について、平成22年と平成27年を比較すると375の経営体が減少しています。  
販売金額については、50万円未満が52.6%と最も多く、次いで50万円から100万円未満までの割合が15.0%であり、販売なしから100万円未満の割合が77.4%となっています。

区分	経営体数	販売なし	50万円未満	50～100	100～200	200～300	300～500	500～700	700～1,000	1,000～1,500
H12	1,938	134 (6.9%)	850 (43.9%)	368 (19.0%)	230 (11.9%)	146 (7.5%)	111 (5.7%)	45 (2.3%)	21 (1.1%)	11 (0.6%)
H17	1,681	203 (12.1%)	741 (44.1%)	266 (15.8%)	229 (13.6%)	99 (5.9%)	67 (4.0%)	39 (2.3%)	14 (0.8%)	9 (0.5%)
H22	1,532	160 (10.4%)	746 (48.7%)	269 (17.5%)	193 (12.6%)	59 (3.8%)	51 (3.3%)	19 (1.2%)	12 (0.8%)	9 (0.6%)
H27	1,157	113 (9.8%)	609 (52.6%)	174 (15.0%)	124 (10.7%)	56 (4.8%)	30 (2.6%)	15 (1.3%)	12 (1.0%)	7 (0.6%)

区分	1,500～2,000	2,000～3,000	3,000～5,000	5,000～1億	1億以上
H12	7 (0.4%)	4 (0.2%)	11 (0.6%)		
H17	4 (0.2%)	4 (0.2%)	3 (0.2%)	2 (0.1%)	1 (0.1%)
H22	1 (0.1%)	4 (0.3%)	4 (0.3%)	3 (0.2%)	3 (0.2%)
H27	4 (0.3%)	3 (0.3%)	3 (0.3%)	1 (0.1%)	6 (0.5%)

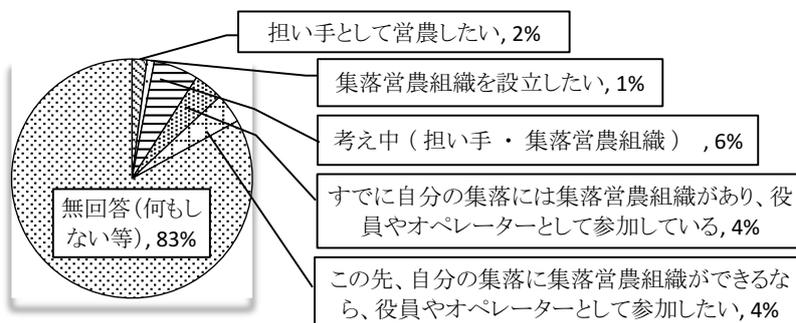
(農林業センサス)

※H12は戸数。割合は小数点2位を四捨五入しており、合計数値が100%にならないこともあります。

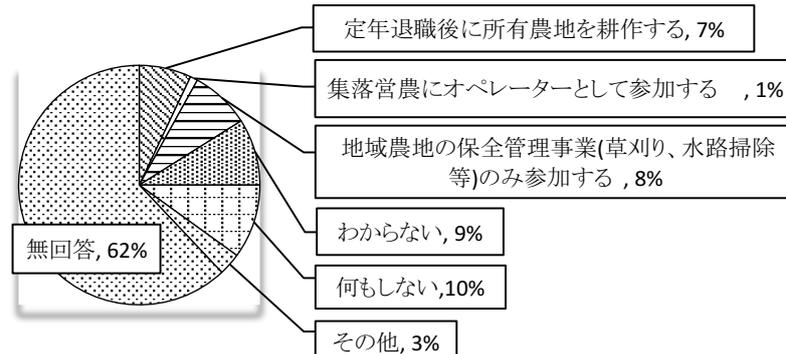
## (9) 農業・農地に関する意向調査結果

農業・農地に関する意向調査を実施した結果、10アール以上の農地の所有者、耕作者の将来の意向は次のとおりとなり、何もしない等が多いことから将来的に農業をされない方が多くなることが予想されます。

(問1) 将来は、他の人の農地も借り受けるなどして担い手として営農したい、または集落営農組織を立ち上げたり、役員やオペレーターとして参加したいというお気持ちはありますか。



(問2) 現在、農外勤務等で、あまり農作業をされていない方にお伺いします。今後、地域農業にどのように関わりたいと思いますか。



## 第2章 八頭町農業ビジョン（第2次）

### 1. 八頭町農業ビジョン（第1次）の総括

八頭町では、平成28年3月に「八頭町農業ビジョン」（以下「第1次計画」という）を策定し、平成28年度から令和2年度までの5年間、持続可能な力強い農業を実現するため、認定農業者等の担い手の農業所得の向上と農業経営の安定を図りました。また、農業を職業として選択できるよう「魅力ある農業」、「儲かる農業」となるよう水田営農及び果樹の振興に取組みました。

具体的には、米のブランド化に向けて八頭米ブランド化推進協会を設立し、平成29年産米から有利販売を開始したり、果樹優良園の中間管理を行って継承を図ったり、果樹の経営モデル団地を整備するなどの取組みを行いました。また、八頭町農業公社の体制を強化して、第1次計画の取組み支援と農家の相談窓口としての機能向上を図りました。

### 2. 八頭町農業ビジョン（第2次）の計画策定の趣旨

政府は、令和2年3月、農業・農村の持続可能性に深く思いを致し、農業者が減少する中にもあっても、各般の改革を強力に進め、国内の需要にも、輸出にも対応できる国内農業の生産基盤の強化を図ることにより、需要の変化に対応した食料を安定的に供給する役割や、農業・農村における多面的な機能が将来にわたって発揮され、我が国の食と農の持つ魅力が国内外に輝きを放ち続けるものとなるよう、食料・農業・農村が持続的に発展し、次世代を含む国民生活の安定や国際社会に貢献する道筋を示すことを目指して「新たな食料・農業・農村基本計画」を閣議決定しました。

本町における農業を取り巻く状況は、農業従事者の減少や高齢化による担い手不足、農業所得の減少、耕作放棄地や鳥獣被害の増加など極めて深刻な課題が山積しています。

この現状を踏まえ、本町では、令和2年3月に「第2次八頭町総合計画・後期基本計画」を策定し、「人が輝き未来が輝くまち八頭町」の実現のため、農林水産業の振興、農林業の担い手育成等を推進しています。また令和2年3月に「第2期八頭町総合戦略」を策定し、「農林業の担い手の育成・確保をはじめとした地域産業の振興・雇用の促進」に向けて取組むこととしています。

また、農業や農地は地産地消による食の安全・安心、食料としての農作物の供給という本来の役割のみならず、自然環境の保全、水源の涵養など多面的機能を有しており、この計画は本町農業を元気に、明るい展望を切り拓くとともに、農地・農業生産基盤などの地域資源を次の世代へと継承していくため、本町における農業振興の目指すべき方向を示す農業ビジョンを策定するものです。

### 3. 計画への取組体制

国の政策や県の施策（鳥取県農業生産1千億円達成プラン（平成30年3月））を基軸におき、八頭町農業公社をはじめ関係機関と連携し、直面している課題の共通認識と解決に向けた方策について、的確に見極めながら柔軟かつ迅速に対応することはもとより、担い手の確保を重点施策として取組みます。

### 4. 計画の対象期間

令和3年度から5年間を対象期間として、5年後の令和7年度を最終の目標年度としますが、今後の情勢変化に応じて対策の追加、適宜計画の見直しを行います。

## 5. 農業振興施策

国・県の主要な補助事業(別表1)を活用し、次のとおり推進していきます。

### (1) 意欲のある新規就農者や認定農業者を支援し、持続可能な力強い農業を目指す

農業への強い意欲と情熱を持った新規就農者や認定農業者の安定した生産基盤を構築するため、関係機関と連携して就農支援を強化し、持続可能な力強い農業を実現するため新規就農者や認定農業者の増大を図ります。また、農地所有適格法人への就業を支援します。

#### 新規就農者の状況

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	計	目標年度 令和7年度
新規就農者数	2人	3人	3人	1人	0人	9人	14人

(八頭町産業観光課)

#### 法人等新規就農者の状況

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	計	目標年度 令和7年度
新規就農者数	1人	6人	7人	2人	5人	21人	26人

(八頭町産業観光課)

#### 認定農業者の状況

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	…	目標年度 令和7年度
認定農業者数	28人	28人	27人	26人	26人	…	28人

(八頭町産業観光課)

※表中の数字は、認定農業者の総数を示しています。

### (2) 担い手の育成・確保を支援する

農業従事者の高齢化等による農家戸数の減少や担い手不足に対応し、農業経営の安定・発展を目指して個別の経営体や集落営農組織の法人化を加速し、持続的な農業経営を育成し、地域農業の維持発展を図ります。また、集落営農組織、農地所有適格法人等が行う共同利用施設や機械等の整備に係る経費を助成し、経営発展を支援します。

#### 集落営農組織の状況

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	…	目標年度 令和7年度
集落営農組織数	10(4)組織	10(4)組織	12(4)組織	14(4)組織	15(5)組織	…	18(5)組織

(八頭郡農業の概要)

※表中の括弧内の数字は、集落営農組織のうち農地所有適格法人の数を示しています。

### (3) 水田営農の組織化を図り、継続的な発展を目指す

生産者の高齢化、また米の価格低迷等により、地域によって水田営農の取組状況に差が広がっています。小規模農家が共同で営農する集落営農に対して、組織化に向けた取組みや機械施設の整備、経営の多角化などを支援し、農業の継続的な発展と所得向上を図ります。

#### (4) 果樹園整備を支援し、生産拡大を図る

抜群の糖度で人気の梨「新甘泉」、「王秋」の生産拡大を図ります。また、早生柿の中でもトップクラスの品種を誇る「輝太郎」を全国ブランドとするため、生産拡大を図ります。

#### (5) 園芸品目の振興を図る

野菜や花き等の園芸品目の振興を図るため、産地づくりや中山間地域における特産物の育成、大規模稲作農家の水稲から園芸品目への転換を支援します。併せて加工業務用野菜等の供給体制を整備します。

#### (6) 農業の生産額拡大や地域活性化を図る

農業生産の拡大や担い手育成を目指して、ブランディングなどの出口戦略を考えた農業経営の実現に取り組むとともに、農地維持などの地域活性化を図ります。

#### (7) 6次産業化への取組を支援する

農林水産物を使用した加工品づくりの施設整備や生産、加工、販売を行う6次産業化への取組を支援し、地域農産物の生産振興、地域経済の活性化を図ります。

#### (8) 環境にやさしい農業を支援する

有機農産物及び特別栽培農産物の生産振興、また化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全、脱炭素化に効果の高い営農活動を支援します。

#### (9) 農地維持管理活動等を推進し、耕作放棄地の解消を支援する

多面的機能支払交付金による農地維持管理活動等を推進し、新たな耕作放棄地の発生を防止するとともに、放棄地の解消と農地の有効活用による生産力向上を目指します。

#### (10) 農地の基盤整備を支援する

農林業生産基盤の整備及び補修並びに防災措置に係る対策を支援します。

#### (11) 野生鳥獣から農地を守る取組を支援する

野生鳥獣の農地等への侵入を防ぐ対策や個体数を減らす対策等を支援します。

#### (12) 新技術の活用・導入によるスマート農業を支援する

ドローン、GPS付自動操舵田植機や圃場管理システム等を活用したスマート農業による省力化・効率化の実現に向けて支援します。

#### (13) 定年帰農者の地域農業への参加を支援する

鳥取県の農業就業人口の平均年齢は70歳であり、60歳以降に大幅に増加する傾向があります。定年退職して農業に従事する定年帰農者が、集落営農や農地維持を支えるための地域農業への参加を支援します。

#### (14) 農地利用の適正化を推進する

町、農業委員会、JA、農地中間管理機構、県で組織する八頭町人・農地チームが、集落での人・農地の話し合いを推進し、各集落の農地利用の将来設計図となる人・農地プランの作成を進めるとともに、担い手の農地利用の意向に沿った農地の集積・集約や遊休農地の解消等、農地利用の適正化を推進します。

<別表1>

国・県の主要な補助事業一覧

項目	事業名	事業概要
(1) 新規就農 (自営就農)	新規就農者総合支援事業 ○就農条件整備事業	新規就農者が就農時に必要な機械、施設を整備する場合に助成。
	○農業次世代人材投資資金(準備型)	新規就農希望者(50歳未満)が県の指定する研修機関で概ね1年以上就農研修を受ける場合、最長2年間資金を交付。
	○農業次世代人材投資資金(開始型)	新規就農者(50歳未満)に対して最長5年間資金を交付。
	○就農応援交付金	新規就農者の就農初期(最長3年間)の運転資金、基盤整備費及び生活費等に対する支援。
	○親元就農促進支援交付金	認定農業者等が、将来経営を移譲する予定の3親等以内の親族に対し、栽培技術や経営ノウハウ等の研修を実施する場合に支援。
	○園芸産地継承システム支援事業	継承候補優良園の維持管理や継承者の育成確保を行う場合にその経費を支援。
(2) 担い手 (経営発展)	みんなでやらいや農業支援事業 ○がんばる農家プラン事業	農業者等が作成した規模拡大、低コスト化等に係るプラン(営農計画)の達成のために行う取組みに対し、必要な経費の一部を助成。
	農業法人設立・経営力向上支援事業	農業経営の安定・発展を目指す個別経営体や集落営農組織の法人化に係る取組みを支援。
	経営体育成支援事業	地域の中心経営体や農地条件等の不利な地域で意欲のある集落営農組織、農業生産法人等が行う施設・機械等の整備に係る経費を助成。
(2) 担い手 (農地集積)	機構集積協力金交付事業	農地中間管理機構に対し農地を貸付した地域及び個人を支援することにより、担い手の農地集積・集約化を推進。
(3) 水田営農 (集落営農等)	集落営農体制強化支援事業	集落営農組織に対して、営農の維持・発展に必要な機械施設等の整備や、農地法面へのセンチピードグラス施工を支援。
	中山間地域を支える水田農業支援事業	中山間地域で水田農業の維持・発展に必要な機械導入等を支援。
(4) 果樹 (梨・柿等)	鳥取梨生産振興事業 ○「新甘泉等」特別対策事業	JA、生産組織、認定農業者等が梨「新甘泉」「二十世紀」「王秋」の植栽や果樹園整備を行う経費の一部を助成。生産組織を単位とした高接ぎの取組みに奨励金を交付。 ○生産基盤整備対策 ○育成促進対策 ○高接ぎ奨励 ○育苗支援対策
	○気象災害に強い施設整備事業	機能向上した多目的防災網及び防風網への更新を支援。
	鳥取柿ぶどう等生産振興事業 ○「輝太郎」特別対策事業	JA、生産組織、認定農業者等が柿「輝太郎」の植栽や果樹園整備を行う経費の一部を助成。 ○生産基盤整備対策 ○育成促進対策

(4) 果樹 (梨・柿等)	鳥取梨生産振興事業・鳥取柿ぶどう等生産振興事業 ○低コスト・体制強化事業	JA、生産組織、認定農業者等が共同利用組織やオペレーター体制を整備して、低コスト化や産地維持を図るのに必要な機械購入に係る経費の一部を助成。
	戦略的スーパー園芸団地整備事業	新品種を主体とした果樹団地を戦略的な整備や、新規就農者等の担い手の参入後を支援。
(5) 園芸 (園芸品目等の振興)	園芸産地活力増進事業	園芸品目等のさらなる生産振興を図るため、産地強化や特産物の育成、新技術のモデル的取組みを支援。 ○発展・成長タイプ ○中山間地域等特産物育成タイプ ○軽労化支援タイプ ○新技術イノベーションモデルタイプ
(6) 地域農業 (農業活性化)	みんなでやらいや農業支援事業 ○がんばる地域プラン事業	農業の生産拡大や担い手育成等に係るプランを策定し、プランの実現に向けた取組みを支援。
(7) 6次産業化	○もうかる6次化・農商工連携支援事業 ○鳥取県6次産業化関連事業交付金 ○初めての6次産業化バックアップ事業	6次産業化事業の実施に必要な取組み、施設整備等に必要な経費の一部を助成。
(8) 有機・特裁	鳥取県有機・特別栽培農産物等総合支援事業	有機JAS認定事業者や鳥取県特別栽培農産物認証事業者等が農産物の有機的管理で使用する機器の購入等、必要な経費の一部を助成。
(8) 減化学肥料 減農薬	環境保全型農業直接支払対策事業	販売農家等が化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する栽培を行い、かつ地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う場合、取組面積に応じて交付金を交付。
(9) 耕作放棄地対策・農地保全	農地を守る直接支払事業	生産条件が不利な中山間地等の集落の農業者等が町と協定を締結し、5年以上農業を続ける場合、対象となる農用地の農地区分や傾斜、面積に応じて交付金を交付。
(9) 耕作放棄地対策・農地保全	多面的機能支払交付金事業	町と協定を締結した活動組織等が農地・農業用水等の保全向上活動や農業用水路等の補修・更新を行う場合、区域内の農用地の農地区分や面積に応じて交付金を交付。
(10) 基盤整備	しっかり守る農林基盤交付金	小規模な農林業生産基盤の整備及び補修並びに防災措置に係る事業を行う場合、必要な経費の一部を助成。
	農地中間管理機構関連農地整備事業	農地整備による大区画化、水路農道の整備。
	農地耕作条件改善事業	区画拡大や暗渠排水等の耕作条件の改善を機動的に実施するとともに、高収益作物への転換に必要な取組みを支援。
(11) 鳥獣対策	鳥獣被害総合対策事業補助金	野生鳥獣の農地等への侵入を防ぐ対策や個体数を減らす対策等を行う場合、必要な経費を助成。
(12) スマート農業	スマート農業総合推進対策事業	スマート農業の活用促進のための環境整備等の取組みを支援。

## 6. 重点取組

「第2次八頭町総合計画」及び「総合戦略」の取組の実行に向け、持続可能な力強い農業を実現するため、認定農業者等の担い手の農業所得の向上と農業経営の安定を図ります。また、「魅力ある農業」、「儲かる農業」となるよう、「動いて儲かる農業を実現するための生産基盤を強化していく」ため、水田営農及び果樹の振興を次のとおり取組めます。

### (1) 水田営農振興

#### ア. 米のブランド化と基盤整備等の取組

米のブランド化による農家所得の増大に向けた販路開拓をはじめ、生産者全体の品質食味の向上のため、土壌分析結果を活用した土壌改良剤の積極的な施用と施肥法・水管理の改善、適期刈取の徹底等栽培技術の向上を図ります。

大規模農家等の経営改善のためには収量向上と低コスト技術の導入が必須であることから、スマート農機導入による作業の効率化と圃場作業管理の徹底のためGAP等の取組みを推進します。また、農地の集積・集約を推進するとともに、農地中間管理機構関連農地整備事業等の活用により、農地の大区画化や水路・農道の整備を進めることで水稻や転作作物の収益性の向上を図ります。

〈取組〉

- 米のブランド化への栽培技術の向上と販路開拓を図ります。
- ドローン等の新技術導入によるスマート農業を推進します。
- 小規模農家や集落営農組織等による機械導入や基盤整備を支援します。
- 人・農地にかかる集落での話し合いを推進し、農地利用の適正化を図ります。
- センチピードグラス等による農地法面管理の省力化を推進します。

#### イ. 野菜の生産性向上に向けての取組

野菜等の安定販売・有利販売に向けた取組みを行うとともに、高収益作物の生産体制の整備を支援します。また、補助事業を活用し畑作転換に必要な給排水対策等を推進し、生産性と品質の向上を図ります。

〈取組〉

- 白ねぎを中心とした高収益作物の生産拡大を推進します。
- トマトやアスパラガスなど高収益作物の園芸施設の導入を支援します。
- 水田の畑地化に向けた給排水対策等を進めるための機械導入を支援します。
- 堆肥を活用した土づくりなど有機・特別栽培を推進します。

### (2) 果樹振興

#### ア. 技術の伝承に向けての取組

産地の維持発展となるよう、スマート農業等を推進するとともに、後継者の育成・確保を図るための研修や栽培技術の習得を支援します。GI登録された「こおげ花御所柿」をはじめ果樹産地の活性化を図ります。また、果樹の育成期間に係る支援を行います。

〈取組〉

- 先進農家で新規就農者が研修できる体制づくりに向けて支援します。
- 果樹の育成経費を支援します。
- スマート農業等による作業の効率化・省力化を推進します。
- 「こおげ花御所柿」をはじめとする果樹のPR、販路開拓を支援します。

## イ. 圃場の伝承に向けての取組

果樹園をやめようとしている者の果樹園を引継ぎ整備し、新規就農者が農業収入を得やすい環境となるよう圃場の確保を図ります。また、新規就農者をはじめ多様な担い手が入植できる「経営モデル園」等の整備も進め、生産基盤の強化に向けて支援します。

樹園地の老木化により生産性が低下していることから、新品種などへの早期改植を支援します。

〈取組〉

- 優良園の維持に係る経費の一部を支援します。
- 先進的な果樹経営モデル団地の整備を支援します。
- 先進的な果樹経営モデル園の整備を支援します。

## (3) 共通

### ア. 農地利用の効率化への取組

八頭町農業公社内の「営農支援センター」において、農地情報を担い手等に提供するとともに、農地利用の集約化や担い手間の調整を行います。

この機関は、農業委員会と連携し農地情報管理等を担い、農家の農地に対する意向などを把握し、担い手への農地集積が円滑かつ計画的な推進となるよう業務を行います。

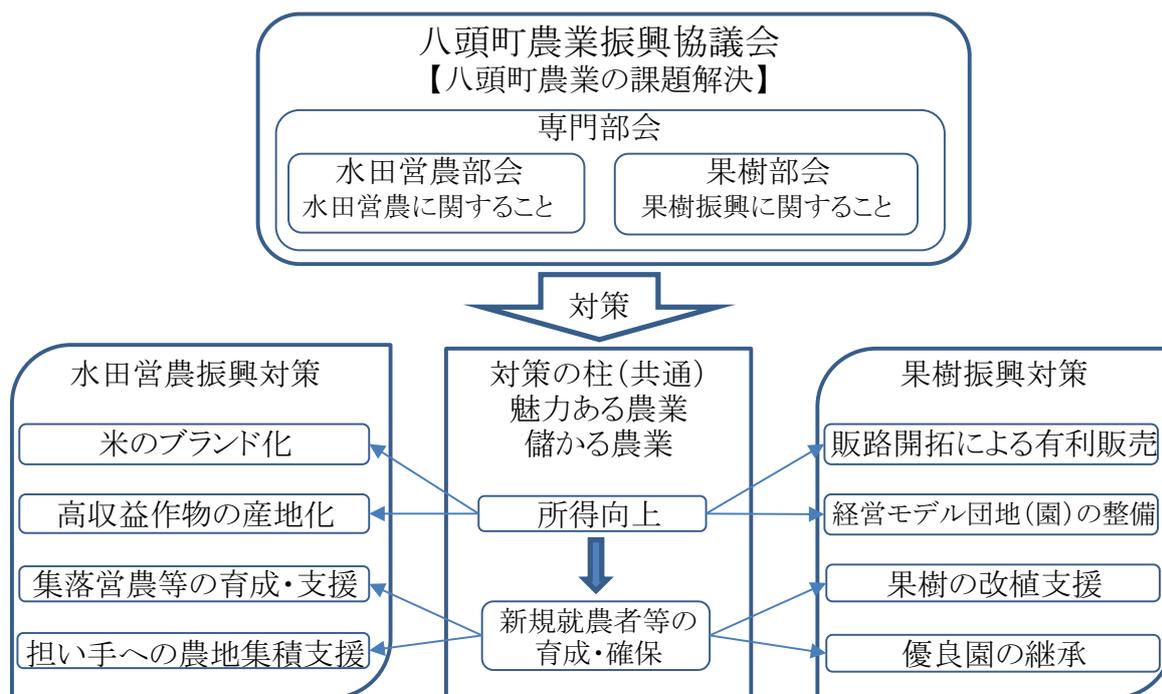
〈取組〉

- 農地や樹園地のデータベース情報により中間管理や農地の集積・集約化を行います。
- 集落営農等の組織化・法人化を促進します。
- 農作業の人材確保を支援します。

## 〈別表2〉 主な事業プラン

項目	事業名	事業概要
(1) 水田営農振興	八頭町産米ブランド化推進事業	八頭町産の米のブランド化に向けた調査研究や販路開拓、販売資材の作成などの取組経費を助成。
	スマート農業社会実装促進事業	省力化技術の導入として、機械やアシストスーツ等の導入、ドローン講習等の費用を助成。
	八頭町小規模農家経営継続支援事業	小規模農家の経営継続のために購入する農業用機械の費用を助成。
	八頭町農耕用免許取得推進事業	農作業の安全性向上のため、農業者の農耕用免許取得に係る費用の一部を助成。
	地力増進作物等奨励事業	地力増進作物の作付けにより農地維持、連作障害の回避、地力増進等を行う農業者へ奨励金を交付。
(2) 果樹振興	果樹育成促進対策事業	果樹の苗木を新植・改植した場合の育成経費に対し、育成奨励金を交付。
	販路開拓広報支援事業	果樹の販路開拓のためのPR活動に要する費用を助成。
	果樹優良園維持管理事業	廃園予定の果樹優良園を、次の担い手へ継承するまでの間、果樹グループで維持管理する経費を助成。
	果樹経営モデル団地(園)整備事業	果樹栽培の先進的な経営モデル団地(園)を整備する費用を助成。

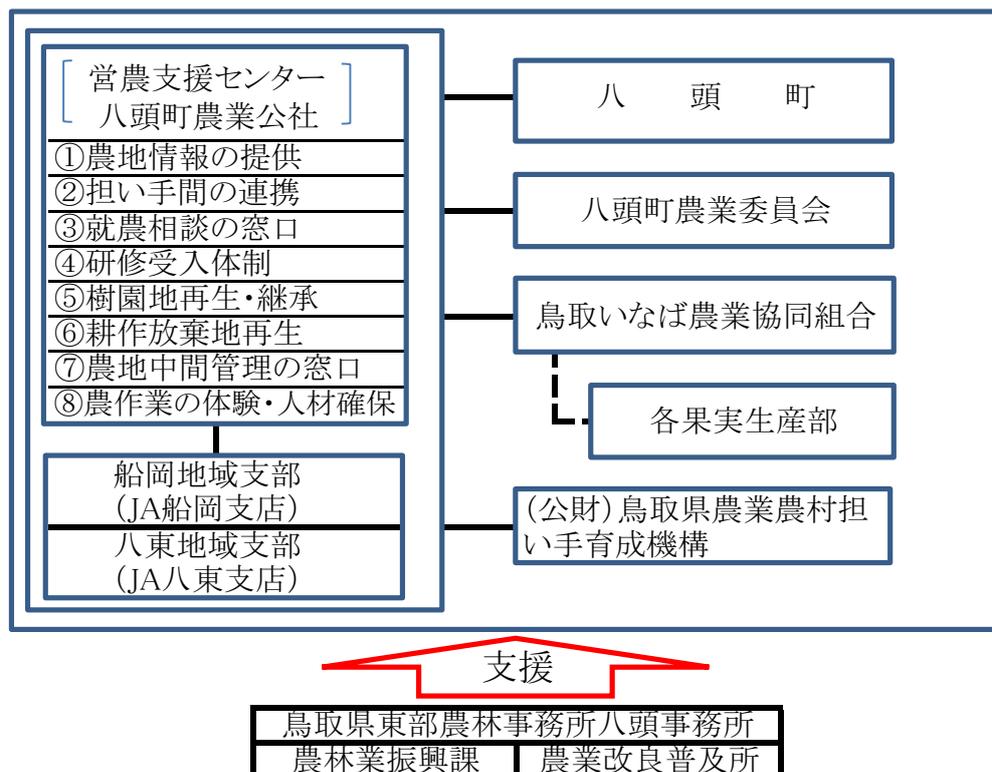
#### (4) 農業振興対策のフロー図



#### ● 八頭町農業振興協議会・専門部会(水田営農部会、果樹部会)

八頭町農業を総合的に振興するための組織であり、農業団体に属する者、農業者を代表する者、関係行政機関の職員で組織。(八頭町農業振興協議会設置規則第1条、第3条、第8条)

#### (5) 対策の実施体制



## ● 営農支援センターの役割

農業の担い手不足や高齢化の進展、農地の遊休化が深刻な問題となっている現状のなか、八頭町農業公社が関係機関と連携しながら営農支援センターとしての機能強化・拡充を図り、農業振興に取り組めます。

### ① 農地情報の提供

八頭町農業委員会と連携を図り、農地情報を一元的に管理・提供し、農地貸借等の円滑化を図る。

### ② 担い手間の連携

認定農業者等の組織化と連携を強化して、農地利用や作業受委託等の調整を図ることで、労働力不足の解消や農業機械の過剰投資を抑制する。

### ③ 就農相談の窓口

新規就農者等からの相談窓口となって、研修生や受入先双方のサポートを行うことで、本町での就農を希望する者を県内外から確保する。

### ④ 研修受入体制

関係機関と連携して就農を希望する者が本町内の先進農家等で実践研修できる体制を強化することで、本町農業の担い手としてふさわしい人材として育成する。

### ⑤ 樹園地再生・継承

各果実生産部と連携して、優良園等のリストアップ及び経営継承の促進、経営モデル団地の整備及び入植者募集、防除作業の受委託体制の強化等を行う。

### ⑥ 耕作放棄地再生

耕作放棄地再生事業等を活用し、大規模法人等と連携することによって、担い手による利用が見込める農地の再生及び保全管理を行う体制を強化する。

### ⑦ 農地中間管理の窓口

農地中間管理機構からの業務受託により、本制度を活用しようとする出し手農家・受け手農家双方の利便向上を図る。

### ⑧ 農作業の体験・人材確保

関係機関と連携して、農作業での労働力不足を解消するために、農業未経験者や働き手を確保・活用する。

## ● 営農支援センターと関係機関の関わり

### ① 八頭町の関わり

営農支援センターの運営に関わる経費及び人的支援を行う。  
農業振興に関する補助事業等の活用について指導・助言を行う。

### ② 八頭町農業委員会の関わり

営農支援センターと農地情報を共有化し、農地利用・農地保全を推進する。

### ③ 鳥取いなば農業協同組合の関わり

営農支援センターの人的支援及び各支店がセンターの支部機能を担う。  
米のブランド化や野菜・果実の有利販売を促進する。

④ 各果実生産部の関わり

営農支援センターと連携して果樹の新規就農者への栽培技術指導等を行う。  
優良園の継承及び果樹経営モデル園等の生産基盤強化に取り組む。

⑤ (公財)鳥取県農業農村担い手育成機構の関わり

営農支援センターを窓口として、農地中間管理事業の推進を図る。

⑥ 鳥取県東部農林事務所八頭事務所の関わり

農業振興に関する補助事業等の活用について指導・助言を行う。(農林業振興課)  
農業経営改善や栽培技術等の指導・助言を行う。(八頭農業改良普及所)